

北上市議会告示第4号

北上市議会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北上市議会議長 八重樫 七 郎

北上市議会事務局規程の一部を改正する告示

北上市議会事務局規程（平成3年北上市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 議事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 総務係</u></p> <p><u>ア 公印の保管に関する事。</u></p> <p><u>イ 文書の收受、発送及び保存に関する事。</u></p> <p><u>ウ 予算及び決算に関する事。</u></p> <p><u>エ 会計、経理及び用度に関する事。</u></p> <p><u>オ 議員の進退及び身分に関する事。</u></p> <p><u>カ 市政調査会に関する事。</u></p> <p><u>キ 議場等の管理に関する事。</u></p> <p><u>ク 議会傍聴人に関する事。</u></p> <p><u>ケ 視察来市者に関する事。</u></p> <p><u>コ 部外行事に関する事。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 議事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 総務係</u></p> <p><u>ア 議長の秘書用務に関する事。</u></p> <p><u>イ 行事及び交際に関する事。</u></p> <p><u>ウ 議長会等に関する事。</u></p> <p><u>エ 政務活動費に関する事。</u></p> <p><u>オ 議員の身分に関する事。</u></p> <p><u>カ 危機管理に関する事。</u></p> <p><u>キ 議場等の管理及び傍聴人に関する事。</u></p> <p><u>ク 図書室の運営整備に関する事。</u></p> <p><u>ケ 行政視察の受入れに関する事。</u></p> <p><u>コ 情報システムに関する事。</u></p>

サ 他係に属しないこと。

(2) 議事調査係

ア・イ [略]

ウ 議会広報に関すること。

エ～カ [略]

キ 議員の視察に関すること。

ク 図書室の運営整備に関すること。

ケ [略]

(専決)

第6条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

サ 公印の保管に関すること。

シ 文書の収受、発送及び保存に関すること。

ス 例規に関すること

セ 市政調査会に関すること。

ソ 他係に属しないこと。

(2) 議事調査係

ア・イ [略]

ウ 広聴広報に関すること。

エ～カ [略]

キ 会議システムに関すること。

ク [略]

(専決)

第6条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。

(1)～(7) [略]

(8) 政務活動費交付(変更)請求書の市長への提出に関する
こと。

(9) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。